

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和6年度)

第2清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	3683.02	3591.68	3691.56									
残滓搬出量	422.0	412.4	563.3									

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	10	4	30									
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	917	918	916									
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	175	172	173									
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	2	2	1									
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置									

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	29	31	25									
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	908	907	905									
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	173	174	174									
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	2	2	2									
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置									

○注:BFとはバグフィルタの略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均再燃室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉					測定実施回数
試料採取位置			煙突出口					ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日								
ばい煙濃度測定結果の得られた月日								
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日								
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）					適用法令
ばいじん	0.15	g/m ³ N						大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m ³ N/h						大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm						大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm						大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m ³ N						大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m ³ N						大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N						ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉					測定実施回数
試料採取位置			煙突出口					ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日								
ばい煙濃度測定結果の得られた月日								
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日								
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）					適用法令
ばいじん	0.15	g/m ³ N						大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m ³ N/h						大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm						大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm						大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m ³ N						大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m ³ N						大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N						ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。